



鳥取県公報

令和7年4月22日（火）
号外第48号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 人委規則 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（26）（給与課）・・・・・・・・・・ 2

人事委員会規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月22日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 久 美 子

鳥取県人事委員会規則第26号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後						改正前							
別表第2（第3条関係）						別表第2（第3条関係）							
給料表	職務の級	区分	管理職手当月額				給料表	職務の級	区分	管理職手当月額			
			特定職を占める職員以外の職員		特定職を占める職員					特定職を占める職員以外の職員		特定職を占める職員	
			定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	定年前再任用短時間勤務職員	定年前再任用短時間勤務職員	定年前再任用短時間勤務職員				定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	定年前再任用短時間勤務職員	定年前再任用短時間勤務職員	定年前再任用短時間勤務職員
略						略							
医療職給料表(2)	6級	4種	略				医療職給料表(2)	6級	4種	略			
			58,200円	40,700円	49,900円	34,900円				58,200円	40,700円	49,900円	34,900円
			49,900円	34,900円	41,600円	29,100円				49,900円	34,900円	41,600円	29,100円
略						略							
備考 略						備考 略							

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職手当に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。